

当院における 身体拘束を最小化する取り組み

1. 身体拘束に対する方針

当院において、患者又は他の患者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

2. 身体拘束最小化チームの設置

チームは医師及び看護師、セラピスト、生活相談員等多職種で構成されています。

3. 身体拘束最小化チームの活動内容

- (1) 身体拘束の実施状況を把握し周知する。
- (2) 身体拘束最小化に向けたカンファレンスを行う。
 - ①3原則の確認（ 切迫性 非代替性 一時的 ）
 - ②身体拘束を開始した場合は、3原則の当該状況、代替案について検討します。
 - ③患者への心身の弊害、拘束をしない場合のリスクを評価し、拘束解除に向けた検討を行います。
 - ④意識啓発や予防策等、必要事項の確認・見直しを行います。
- (3) 身体拘束最小化のための指針を作成し、見直します。
- (4) 身体拘束最小化に関する職員研修を実施します。